

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める意見書

政府は、消費税にインボイス制度の導入を進めているがこの制度は、売り上げ1,000万円以下の零細業者が取引から排除されかねない重大な問題がある。

令和5年10月の完全導入後は、税務署が発行する「登録事業者番号」が記載されたインボイス伝票（適格請求書）がないと、消費税申告の際に経費として差し引くことができず、消費税負担が増加することになる。登録事業者届出が、今年10月から開始される。

売り上げ1,000万円以下の免税業者は、「登録事業者番号」がなくインボイス伝票を発行することができない。免税業者からの仕入や外注費などは、仕入税額控除ができなくなるため、発注元の事業者は、免税業者と取引すれば納税額が増えることになり、結果的に免税業者を取引から排除する方向に進むことになる。

売り上げ1,000万円以下の免税業者は、全国で500万社以上あるといわれ、多くの零細業者が廃業に追い込まれる危険がある。建設業でもインボイスが発行できない一人親方などの下請け業者は、仕入税額控除ができないとの理由で親会社から取引を中止されることも想定され、これまでどおり、取引を継続するためには、売り上げが1,000万円以下であっても、課税業者届けを提出し、多額の消費税を負担する方向を選択するしかない。

インボイス制度の導入は、地域の中小零細業者を廃業に追い込む危険性があり、地域の中小業者が激減すれば、地域経済も疲弊することになる。

よって、政府においては、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施を中止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月28日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣